

トピックス

新しく始まる取り組みや大切なお知らせを紹介します

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

◆事業所などの家賃の支払いを支援します

〈国の家賃支援給付金〉

対象 資本金10億円未満で5月～12月に次のいずれかに該当した事業者

- 1カ月の売り上げが、前年同月と比較し50%以上減少した
- 連続する3カ月の売り上げが、前年同月と比較し30%以上減少した

支給額 ●法人＝上限600万円 ●個人事業者＝上限300万円

算定方法

申請時の直近1カ月の賃料から算定した給付額（月額） × 6カ月分

	賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	賃料×2/3
	75万円超	50万円+(75万円の超過分×1/3) *上限は100万円です。
個人事業者	37.5万円以下	賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+(37.5万円の超過分×1/3) *上限は50万円です。

問合せ 経済産業省家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (8時30分～19時)

〈市の家賃支援金〉

国の家賃支援給付金の対象外の事業者に支給します。

対象 市内に事業所（法人の場合は本店）があり、5月～12月のうち最も減少している月の売り上げが、前年同月と比較し20%以上50%未満減少した

支給額 申請時の直近1カ月の賃料の3分の1×6カ月分（上限20万円。事業所が複数の場合、上限30万円）

問合せ 商工業振興課（内線4613）

◆給付対象が拡大されました

〈持続化給付金〉

新たに対象となる事業者

次のいずれかに該当する事業者

- 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者
- 令和2年1月～3月に創業した事業者

*申請方法など詳しくは、持続化給付金ホームページをご覧ください。

問合せ 経済産業省持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 (8時30分～19時、土曜・祝日を除く)

〈小規模事業者臨時支援金〉

新たに対象となる事業者

1月以降で最も減少している月の売り上げが、前年同月と比較し0%を超え20%未満減少した

支給額 5万円

*20%以上50%未満減少の場合、支給額は10万円です。

問合せ 商工業振興課（内線4613）

◆熱中症に気を付けましょう

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため「新しい生活様式」の実践が求められる中、今年の夏はこれまで以上に熱中症に気を付ける必要があります。熱中症予防のため、以下の点に注意しましょう。

●暑さを避けましょう

換気をしながらエアコンの温度設定を小まめに調整しましょう。暑い日や暑い時間帯は無理をしない、涼しい服装にする、体調に異変があれば涼しい場所に移動し、水分を補給するなどを心掛けましょう。

●場合によってはマスクを外しましょう

気温や湿度が高い中でのマスク着用は熱中症になる危険性があります。屋外で人と十分な距離（2m以上）が取れる場合には、マスクを外しましょう。

●小まめに水分を補給しましょう

喉が渇く前に水分補給をしましょう（1日に1.2ℓが目安）。大量に汗をかいたときは塩分も忘れず補給しましょう。



●日頃から健康管理をしましょう

日頃から体温を測定するなど健康に気を配り、体調が悪いときには自宅で療養しましょう。

●暑さに備えた体づくりをしましょう

暑くなり始めた時期から、水分を補給しながら無理のない範囲で、毎日30分程度の運動をしましょう。

問合せ 健康推進課（内線1212）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 千歳保健所（☎0123-23-3175）
平日の8時45分～17時30分
- 北海道地域保健課（☎204-5020）
24時間対応
- 厚生労働省電話相談窓口（☎0120-565-653）
9時～21時

*感染症対策について詳しくは、市ホームページ「くらしの情報→健康・医療→新型コロナウイルス関係」をご覧ください。

